

事務連絡
令和3年2月3日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

宿泊療養施設の更なる確保について（要請）

宿泊療養施設の確保については、「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和2年11月22日付け事務連絡）において、病床・宿泊療養施設確保計画に従った着実な確保や早め早めの準備を行うこと等の対応をお願いしているところです。

現在、新規感染者数は引き続き高い水準で推移しており、特に病床占有率が高い地域においては、宿泊療養施設の更なる確保についてご検討いただくよう、お願いいたします。

また、人材確保面や運用面において宿泊療養施設の効率的な活用に向けて課題を抱えている都道府県等におかれては、下記の事例等も参考にさせていただき、宿泊療養施設の積極的な活用に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

記

1. 看護職員等の人材確保

(1) 都道府県ナースセンターによる潜在看護職員の復職支援等の活用

都道府県ナースセンターによる潜在看護職員の復職支援において、1月13日までに延べ1,367の方が宿泊療養施設に就業しており、各都道府県ナースセンターと連携することで、宿泊療養施設における看護職員の確保を図ることが考えられる。

佐賀県では、宿泊療養施設の看護職員の緊急募集について、県ナースセンターで受け付けることを知事が直接情報発信し、併せて処遇等を示したことで潜在看護職員の登録数が増加している。

愛媛県では、宿泊施設の人材確保に係る協力を県の看護協会、ナースセンター及び訪問看護協議会に依頼している。なお、愛媛県訪問看護協議会では傘下の会員等に呼びかけ、支援可能な看護職員をとりまとめた上で、県が勤務調整を行っている。

(2) 適切な処遇確保の上での健康観察業務の委託・派遣の活用

大阪府、佐賀県等においては、医療機関との連携、ネットワーク構築等の必要性や緊急的に健康観察業務等を行う看護職員を確保する必要性から、都道府県看護協

会に業務委託（随意契約）を行っている。

愛知県では、業務や処遇などを定めた協定書を愛知県看護協会と締結し、これに基づき緊急的に必要な時に看護協会が短期雇用し看護職員の派遣を行うことにより看護職員を確保した。

(3) 事務系スタッフの業務委託

事務系スタッフについて、都道府県庁の職員による対応を見直し、東京都では、ホテルの公募条件として設定すること等により、一部施設を除きホテルスタッフ等が対応している。埼玉県、千葉県、神奈川県等においては、一部又は全部の事務的業務を民間事業者やホテルに業務委託している。

(4) 宿泊療養施設立上げ時の感染防止策等の教育に関する自衛隊の支援

自衛隊においては、都道府県庁職員や宿泊療養施設職員に対する感染防止策についての教育支援も行っており、宿泊療養施設を新たに立ち上げる際に、このような教育支援をお願いすることも有効である。なお、自衛隊への支援要請に当たっては、以下の調整要領に基づいて行うこと。

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策に係る自衛隊への災害派遣等による支援要請を行う場合の調整要領について（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・防衛省統合幕僚監部総括官事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652674.pdf>

2. 部屋の消毒・清掃等の運用面の対応

(1) フロアごとの消毒を部屋ごとの消毒や定期的な消毒に見直した例

退所後の部屋の消毒・清掃について、業者との調整や施設の構造等を踏まえてフロアごとに一斉に実施する例も少なくないが、栃木県や大阪府においては、病床が逼迫する中、退所者が出るごとに請負業者が個人防護具（マスク、手袋、エプロン等）を着用した上で部屋ごとに消毒・清掃を行っている。

埼玉県においては、あらかじめ定例日を設定することにより、業者がホテルに週2日駐在し、駐在日に合わせて消毒を実施することとしている。なお、消毒予定のフロアに入所者が残っている場合は、別のフロアの部屋に移っていただき、フロアごとに消毒・清掃する取扱いとしている。

なお、宿泊療養施設の消毒・清掃のために業者が個人防護具を着用するための経費についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象である。また、国による個人防護具の配布は、宿泊療養施設も対象となっている。

(2) 退所後72時間空けてからの消毒を翌日の消毒に見直した例

千葉県においては、フロアごとに入所者が退所後72時間空けてから消毒に入る

ことにしていたが、客室数の逼迫状況等を踏まえ、業者の理解を得て、基本的に退所日翌日に消毒することとした。

なお、マスク、手袋等の感染防御措置を講じて消毒を行うのであれば、消毒を行うまでに 72 時間空ける必要はないこととされている。

(参考)

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678572.pdf>

3. 医療チームによる宿泊療養施設の健康管理体制の強化

兵庫県においては、無症状又は軽症等の患者を宿泊療養の対象としているが、特定の宿泊療養施設には統括 DMAT 等の医師を含む医療チームを派遣しており、医療的ケアの必要な患者につき当該施設への入所を進めることで、医療機関の負担を軽減している。

以上